

【議案第102号関係資料】

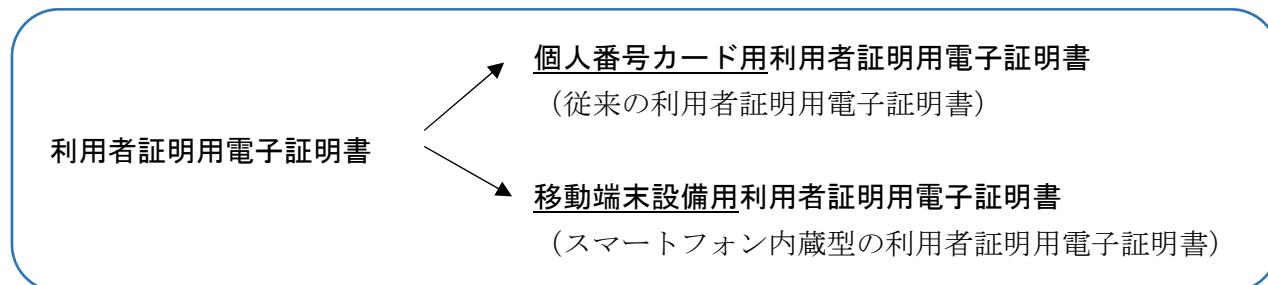
青森市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

1 制定理由

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」による「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」の一部改正に伴い、個人番号カード（マイナンバーカード）用の利用者証明用電子証明書とは別に、新たにスマートフォンに搭載する電子証明書として、移動端末設備（スマートフォン）用の利用者証明用電子証明書が創設された。

具体的には、個人番号カードに記録される「利用者証明用電子証明書」が「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」へと名称が改められ、新たに「移動端末設備用利用者証明用電子証明書」に関する規定が追加された。

これにより、本市においても、コンビニエンスストア等での印鑑登録証明書の交付について、これまでの個人番号カードを利用した交付に加え、移動端末設備を利用した交付も可能とするため、所要の改正を行うもの。



2 改正内容

青森市印鑑条例における多機能端末機による印鑑登録証明書の交付の規定について、個人番号カードに加え、移動端末設備による交付ができるよう改正するものであり、第14条の2において、「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」へと改め、新たに「移動端末設備」及び「移動端末設備用利用者証明用電子証明書」に関する規定を追加するもの。

また、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請に係る方法として、移動端末設備の操作にも対応可能とするため、所要の改正を行うもの。

3 施行期日

規則で定める日